

6 育児休業等給付 ～育児休業給付の延長～



(1) 育児休業等給付について

育児休業等給付には、以下の4つがあります。

- 出生時育児休業給付金
- (本体) 育児休業給付金
- 出生後休業支援給付金※
- 育児時短就業給付金※

※出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は、
令和7年4月1日に創設された給付金。



(1)概要

子の1歳（1歳6か月）の誕生日には
職場復帰をすることを目指して準備をしていた

一定の理由により
※延長事由に該当

にも、関わらず・・・

職場復帰ができなくなった場合

子の1歳（1歳6か月）の誕生日以降も

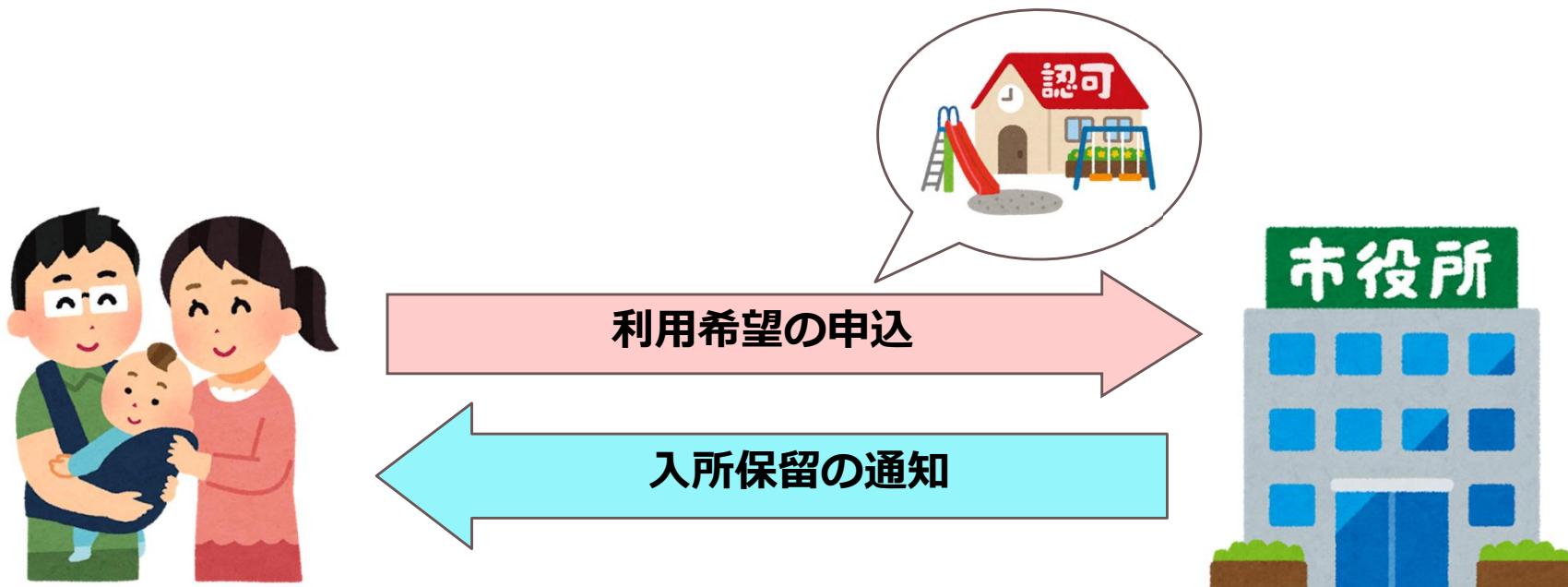
引き続き育児休業を取得することができます

(3) 延長事由

- ① 1歳（1歳6か月）の誕生日時点で、
保育所等に入所できていない場合
- ② 養育を行う予定だった**配偶者が、**
育児をできなくなつた場合
- ③ 育休を中断して取得した**他の休業**
(介護、他の子の育休等) **が終了した場合**

(3) 延長事由① 保育所等に入所できない

保育所等における保育の利用を希望し申込を行っているが、当面保育の実施がされない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると、公共職業安定所長が認める場合に限る。）が対象となります。



(3) 延長事由① 保育所等に入所できない

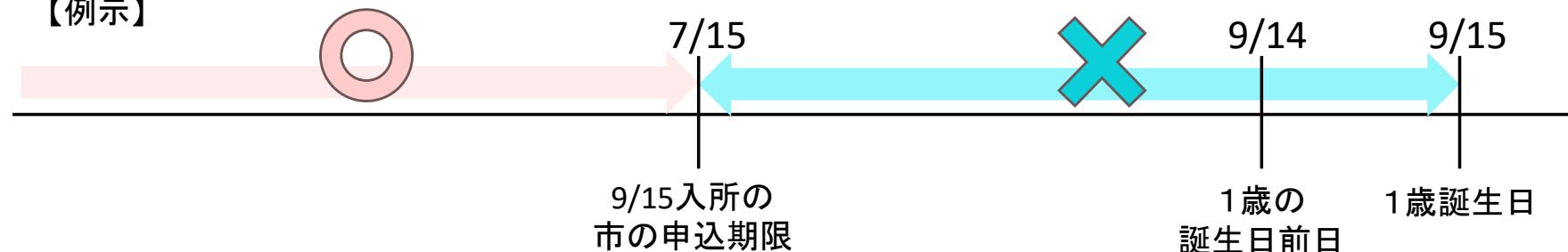
◆ 保育利用の申込についての要件 1

- 市区町村への入所申込年月日が子の1歳（1歳6か月）の誕生日の前日までの日付になっていること。

トラブルが
非常に
多いです！

※単に申込を失念していた場合や、入所申込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ「入所が困難」との返答があり、期限内に申込みを行わなかった場合は、延長は認められません。

【例示】



誕生日の前日 (9/14) まで、かつ、市の申込み期限までに申し込んでいる必要があります。

(3) 延長事由① 保育所等に入所できない

◆保育利用の申込についての要件2

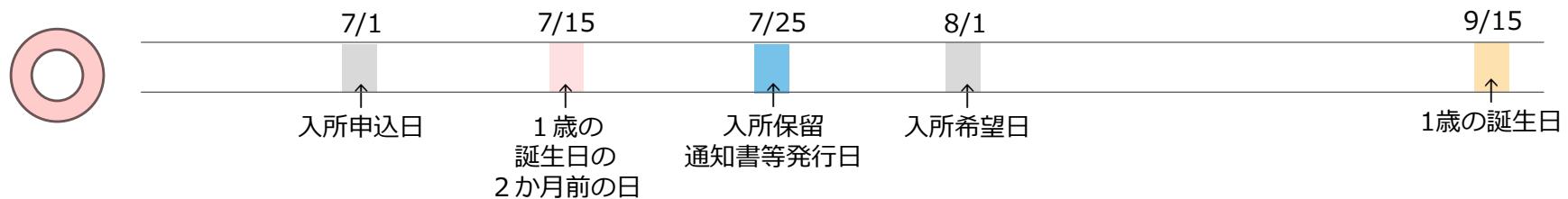
- 市役所の保留通知書の発行年月日が、
子の1歳（1歳6か月）の誕生日の2か月前※の日以後の
日付となっていること。 ※4月入所申込みの場合は3か月前

※発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、
入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児
休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に**その旨を記
載の上、直近の入所保留通知書等を添付してください。**

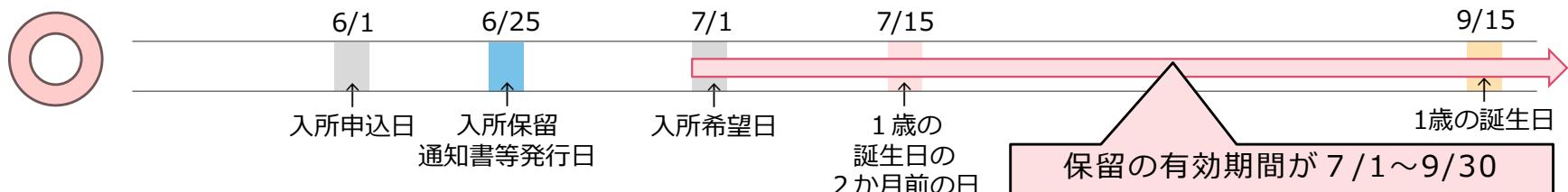
(子の誕生日が保留の有効期限内にあるものに限ります。)

(3) 延長事由① 保育所等に入所できない

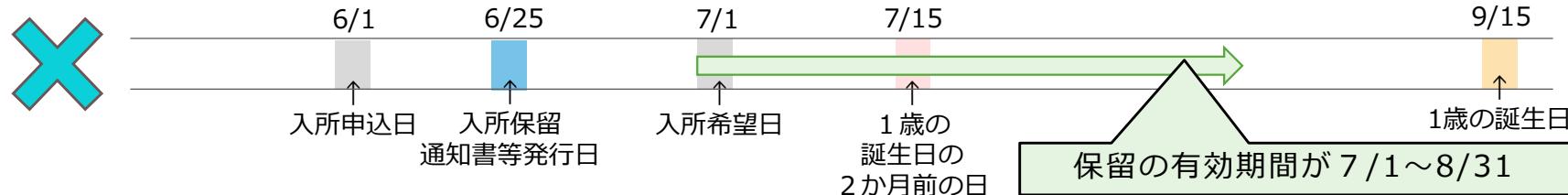
【例示 1】子の1歳の誕生日の2か月前の日以後に発行されている場合



【例示 2】子の1歳の誕生日の2か月前の日より前に発行されているが、
保留の有効期間に1歳の誕生日が含まれている場合（新しい保留通知の発行なし）



【例示 3】子の1歳の誕生日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、
保留の有効期間に子の1歳の誕生日が含まれていない場合



(3) 延長事由① 保育所等に入所できない

◆ 保育利用の申込についての要件 3

- やむを得ない理由なく **内定辞退を行っていないこと。**

トラブルが
非常に
多いです！

「やむを得ない理由」とは…？

内定の辞退について **申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等** があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかつた場合を指します。

【例示】



(3) 延長事由① 保育所等に入所できない

◆ **公共職業安定所長が認める具体的な要件**

- 原則として、子の1歳（1歳6か月）の誕生日以前の日を、入所希望日として入所申込みをしていること。
- 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設になっていないこと。
- 市区町村に対する保育利用の申込みにあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

(3) 延長事由② 配偶者が育児を行えない

子の1歳（1歳6か月）の誕生日の前日以降の期間について、常態としてその子の養育を行う予定であった配偶者が、以下のいずれかに該当し、育児を行えない場合。

- **死亡**したとき
- **負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害**により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- **婚姻の解消その他の事情**により配偶者が育児休業の申出に係る**子と同居しないこと**となつたとき
- 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に**出産する予定**であるかまたは産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間または産前休業期間及び産後休業期間）

(3) 延長事由③ 他の休業が終了

以下の2つの理由のいずれかに限られる

- 当該子（A）に係る**育休が**、他の子（B）に係る、**産休または育休により終了し**、その後、他の子（B）に係る休業が、当該**他の子（B）の死亡**、または、当該被保険者と**同居しないこととなつたことで終了したとき**、
及び、

当該子（A）の1歳（1歳6か月）の**誕生日が**
当該他の子（B）に係る**休業期間に含まれるとき**

- 当該子にかかる育休が、対象**家族に係る介護休業により終了し**、
その後、**介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等で**
当該介護休業が終了したとき

(4)手続について

届出書類	<p>原則 「育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」 ※18欄「支給対象となる期間の延長事由－期間」に 必要情報を記載してください</p>
申請時期	<p>① 延長する期間の<u>直前の支給対象期間の支給申請時</u> ※ただし1歳(1歳6か月)の誕生日の前日以降の申請時に限ります。</p> <p>② 1歳（1歳6か月）の<u>誕生日の前日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時</u></p>

(5)添付資料について

①保育所等にできなかった場合

以下、①、②、③のすべての書類

育児休業給付金支給対象期間事由認定申告書

(取扱説明書)

「必ず第2欄の書き込みをよく読んでから記入してください。され、外的条件に発生する場合、公的扶助対象外者が事業主、被扶助者、公的扶助等に対する
必要な書類について記入し、照合を要するときあります。」

1 お子の氏名：
右の□を記入してください。

2 お子の誕生日：
ア 1歳以上～1歳6ヶ月の範囲
イ 1歳6ヶ月～2歳の範囲

3 保育所の利用（入所）申込みについて、以下の点について実証文は提出してください。
① 保育所における保育の利用を希望し、市役所にて利用（入所）申込みをしましたか。
ア はい 令和 年 月 日
イ 否 令和 年 月 日

② 利用（入所）開始予定期日：
ア 令和 年 月 日
イ 令和 年 月 日

③ 利用（入所）申込みごとに、
保育所における保育の利用を希望する旨の意思表示をしていませんか。
ア してない イ している

④ 利用（入所）保育の開始期間：
ア 令和 年 月 日
イ 令和 年 月 日

⑤ 利用（入所）内室を退したことがありますか。
ア はい 伊達したことはない イ 伊達したことがある

施設名：
連絡方法：
連絡時間（午後）： 分

⑥ 連絡時間（午後）が30分以上の場合は、その理由を次から選択してください。
ア 申し込んだ保育所が本署又は配属職の運動の途中で利用できる場所にあるため
イ 自宅から公共交通機関で通る保育所等が存在しないため
ウ 自宅から公共交通機関で通る保育所等では施設運営の勤務時間・勤務日に対応できないため
エ 特別の配慮が必要であり、自宅から公共交通機関で通る保育所等では対応できないため
オ その他

ハ その他

（注）（1）下記書類は本申請書の添付書類ではありません。（2）提出する場合は、第2欄の書き込み（右記）、または「提出する書類」のいずれかを記入。

1 育児休業給付金支給対象期間事由認定申告書

2 市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書

3 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知

※入所保留通知書、入所不承諾通知書など、市区町村によって名称が異なります。

育児休業等給付金 延長申告書

検索

申告書の様式はこちら→



(5)添付資料について② その他の理由の場合

配偶者の死亡	<ul style="list-style-type: none">・世帯全員について記載された住民票の写し・母子健康手帳
配偶者の疾病、負傷等	<ul style="list-style-type: none">・医師の診断書
配偶者との別居	<ul style="list-style-type: none">・世帯全員について記載された住民票の写し・母子健康手帳
配偶者の産前産後	<ul style="list-style-type: none">・産前産後に係る母子健康手帳
他の休業が終了	<ul style="list-style-type: none">・世帯全員について記載された住民票の写し・母子健康手帳 等

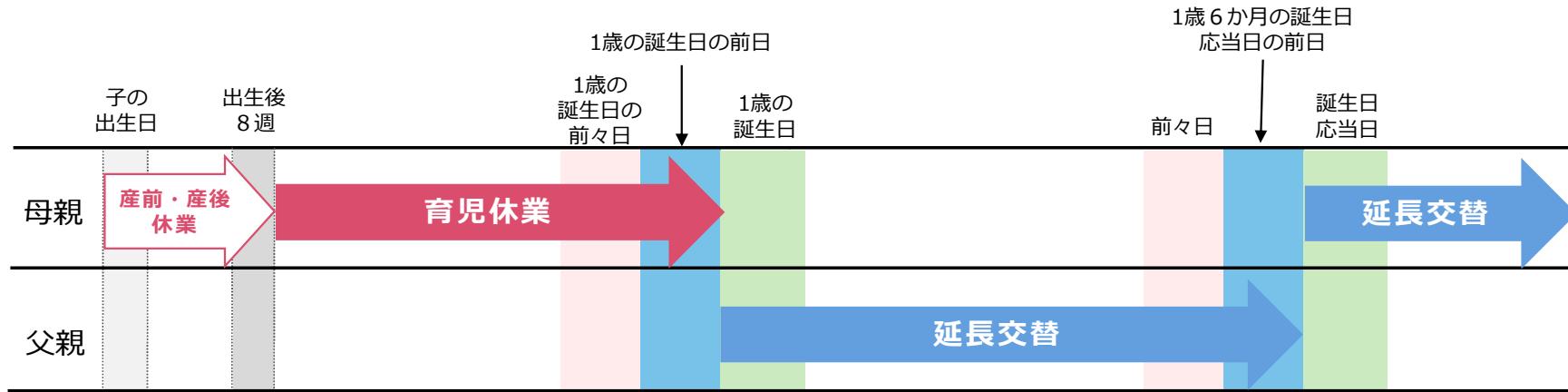
(6) 延長交替

「配偶者の延長交替」とは、以下のいずれにも該当する場合に、
1歳から1歳6か月と1歳6か月から2歳の各期間中、
夫婦それぞれ1回に限り、育児休業給付金の対象となる制度です。

- ① 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、
当該子の1歳（1歳6か月）の誕生日の前日において
当該子を養育するための休業をしている場合
- ② 当該休業をすることとする
1の期間の初日が当該子の1歳（1歳6か月）の誕生日の前日である場合
※その配偶者が当該子の1歳（1歳6か月）の誕生日の前日以降の期間に
当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の
末日の翌日以前の日

(6) 延長交替【例示】

【例示1：母親の育休終了のタイミングで父親が延長交替、その後、父親の育休終了後に再度母親が延長交替】



【例示2：母親の育休を延長し、1歳から1歳6か月の間に父親が延長交替】

